

これだけはおさえておきたい20代のお金の知恵 老後のお金で、20代ができること

2023年1月作成

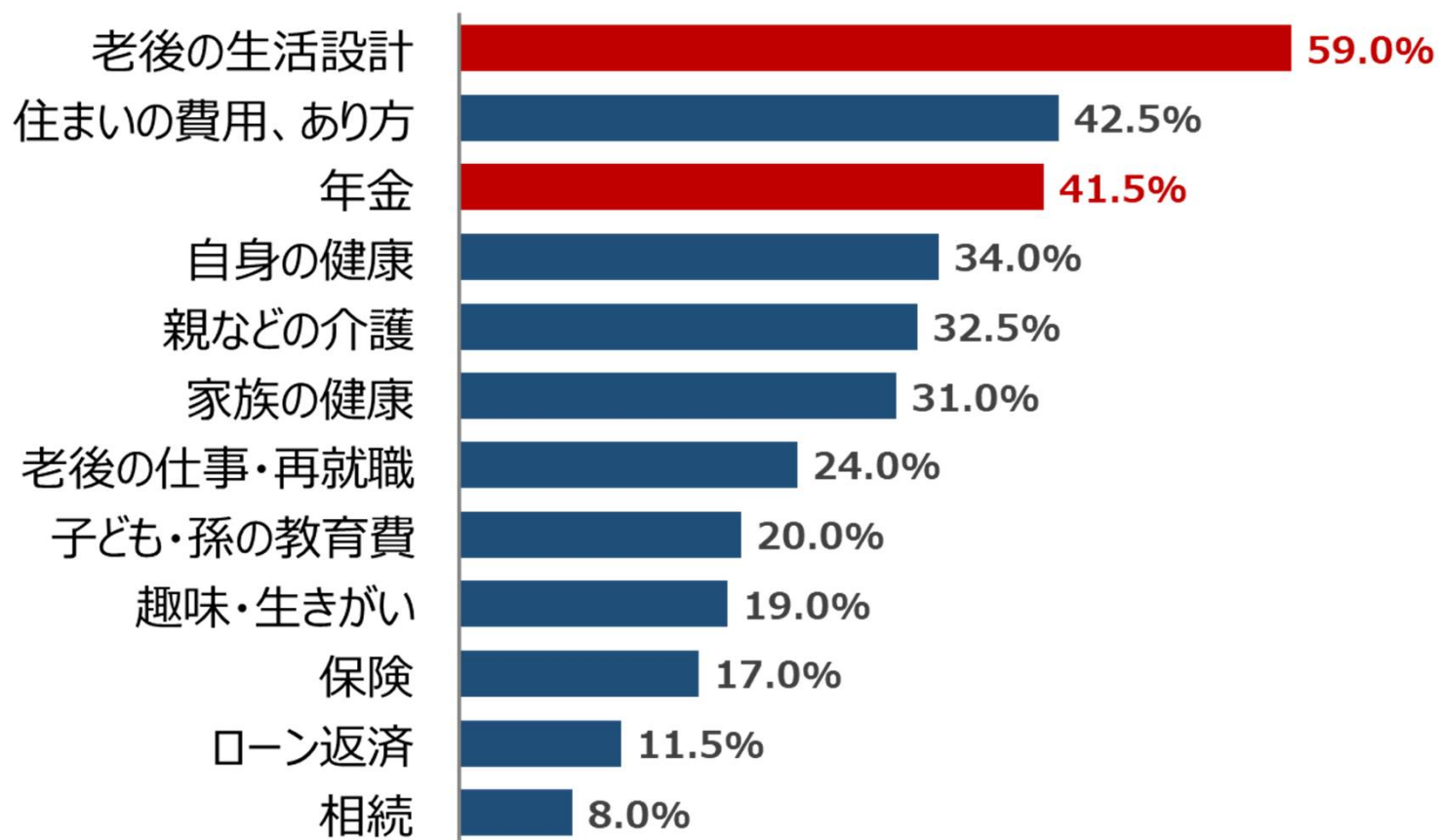
作成：

大和証券株式会社 ライフプランビジネス部



はじめに

- 人生100年時代を迎えるにあたって、20代が不安を感じること



出所：日本FP協会「世代別 暮らしとお金に関する調査2018」（2018/11/15）をもとに大和証券作成

20代でも既に老後の準備を始めている!?

● お勤めの方の給与明細のイメージ

支給額	基本給	役職手当	家族手当	住宅手当	皆勤手当	宿日直手当
	250,000	20,000	10,000			
	時間外手当	深夜手当	休日手当		欠勤控除	遅早控除
	29,910				0	0
	通勤手当			課税合計	非課税合計	支給額合計
	15,000			309,910	15,000	324,910

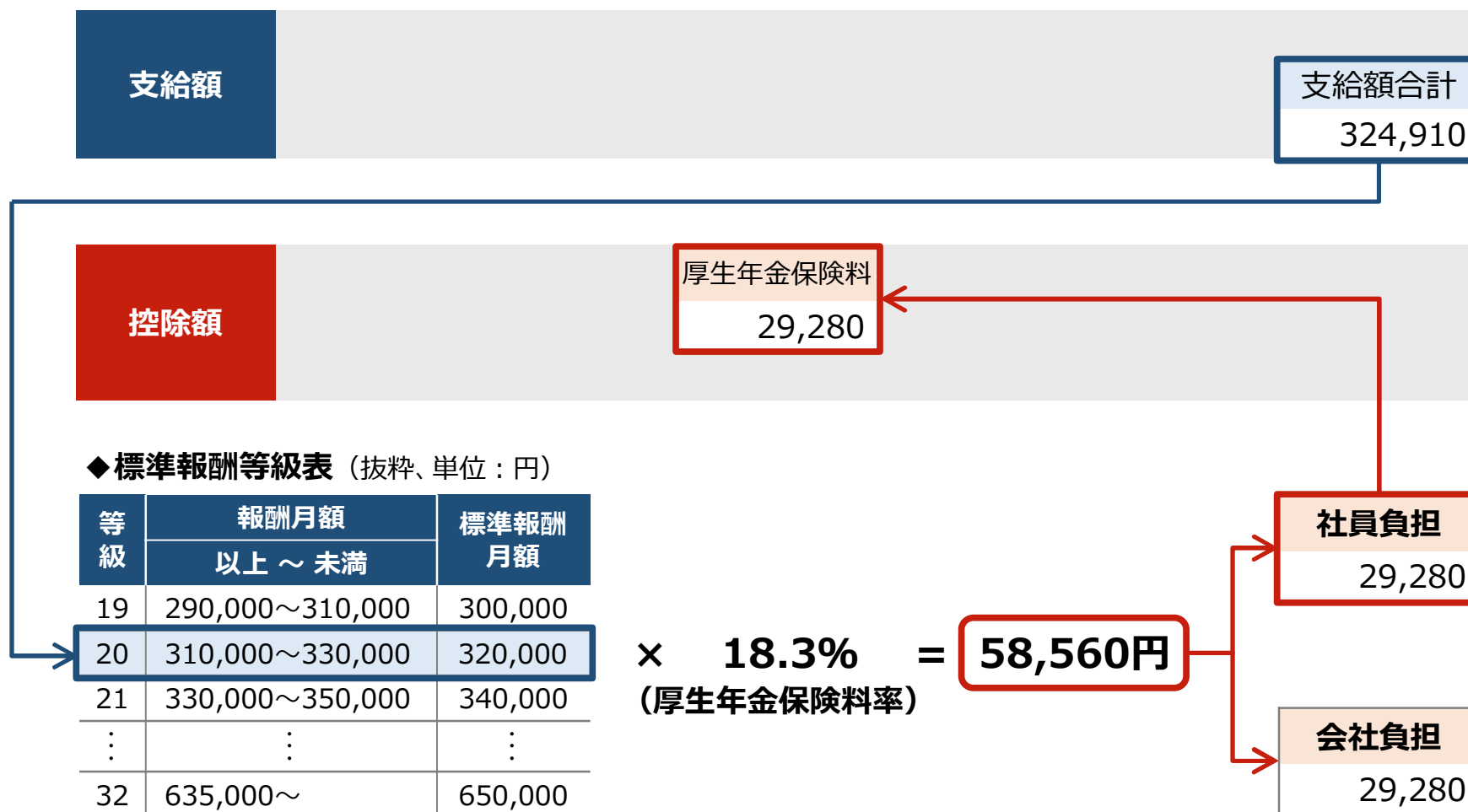
控除額	健康保険料	介護保険料※	厚生年金保険料	雇用保険料	社会保険料計	
	15,840	2,768	29,280	975	48,863	
	所得税	住民税	財形貯蓄	積立金		控除額合計
	5,350	16,300	10,000	5,000		87,123

差引			振込 1	振込 2	現金	差引支給額
			237,787			237,787

※ 介護保険料が徴収されるのは40歳以上、20代では保険料を負担することはありません
 出所：一般財団法人大蔵財務協会「令和2年度版 若手社員の税金・社会保険教室」

厚生年金は会社が同じ額を負担している!?

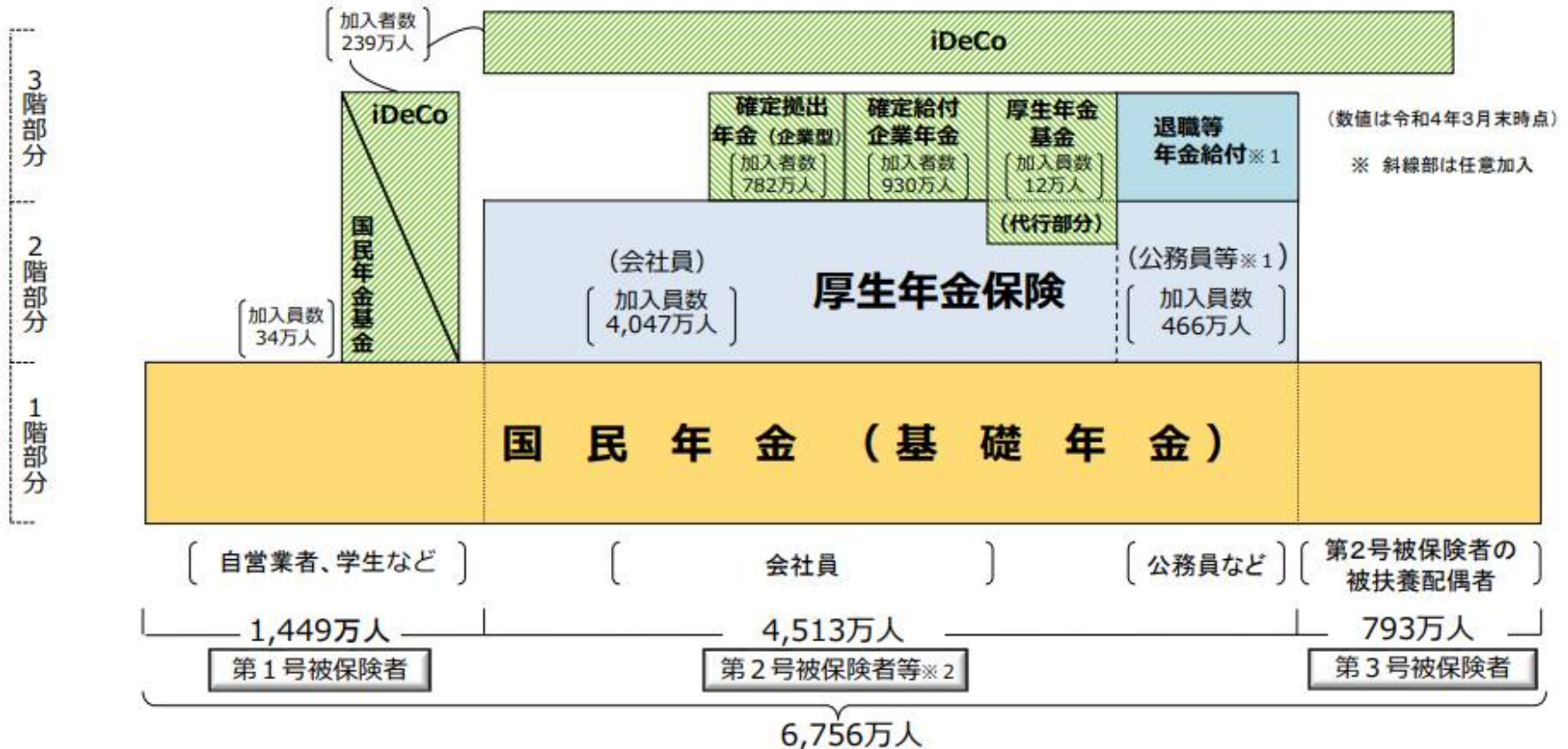
● 給与明細と厚生年金保険料



1. 公的年金の基礎知識

日本の公的年金制度

- 20歳以上60歳未満の全ての国民が国民年金に加入



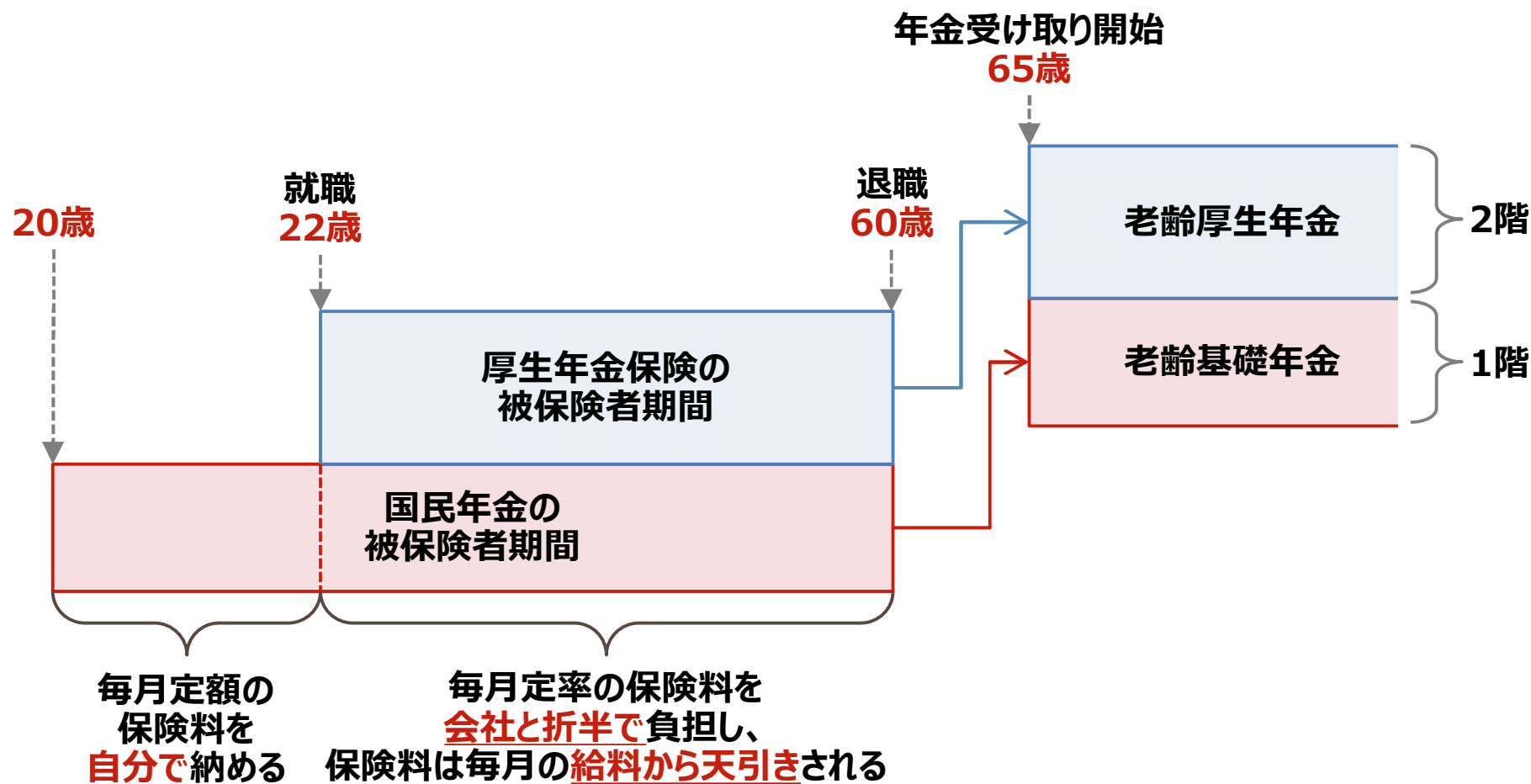
※ 1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※ 2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

出所：厚生労働省HP

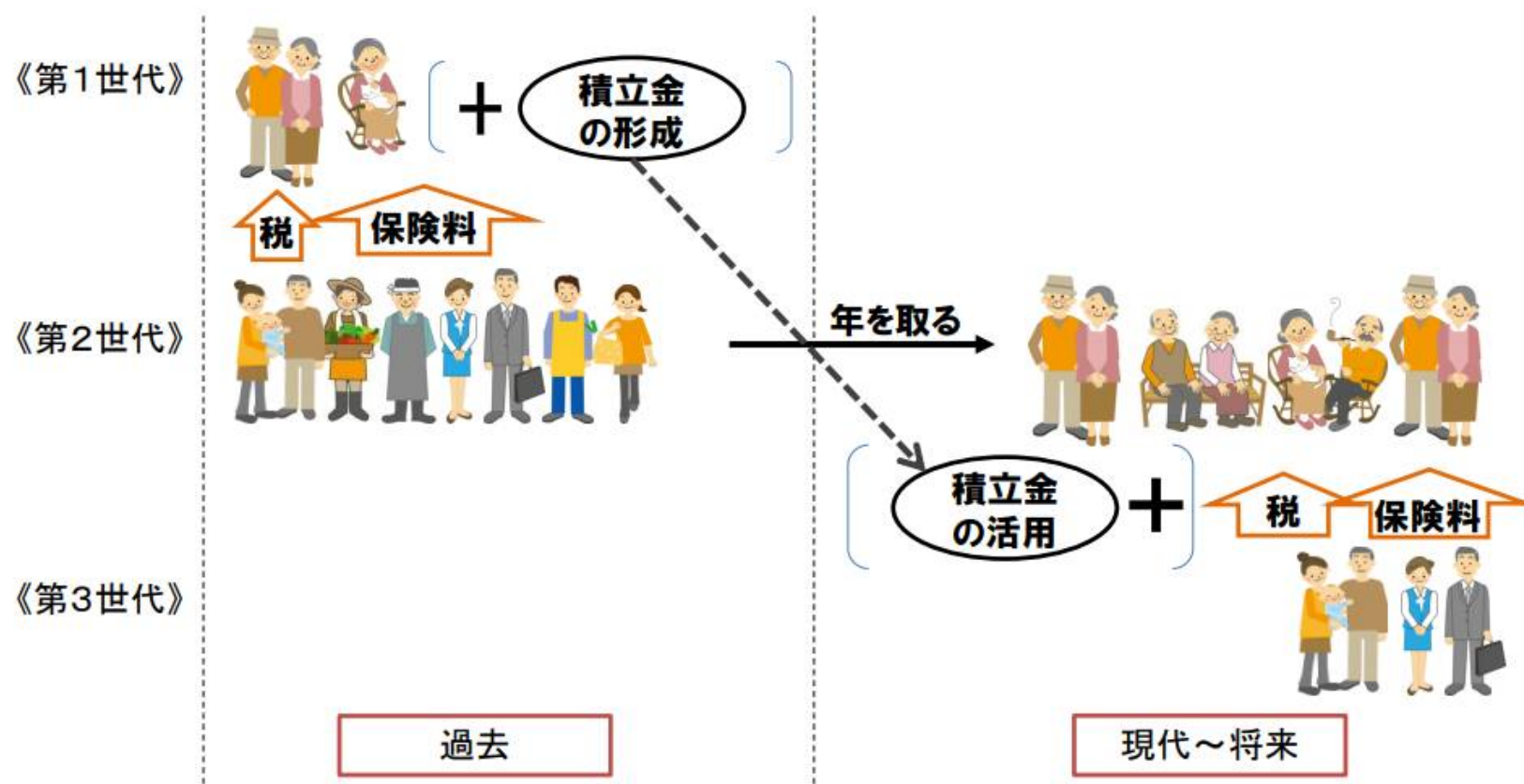
公的年金制度のイメージ

- 22歳で就職、60歳で退職し、65歳から公的年金を受け取る場合



公的年金の仕組みと役割

- 「老齢年金」は、現役世代から高齢者への仕送り
- 「老齢年金」の他に、「障害年金」や「遺族年金」の支給もあります



出所：厚生労働省HP

国民年金は保険、損得ではないのですが……

- 20歳から60歳までの40年間、毎月、国民年金の保険料を納付し、65歳から満額の老齢基礎年金を受け取りはじめるとします。
以下の保険料と年金額[※]を前提とすると、何年で元が取れると言えるのでしょうか？

国民年金保険料	老齢基礎年金
月 16,520円	年 795,000円

※ 保険料と年金額は令和5年度分
出所：厚生労働省「令和5年度の年金額改定について」



国民年金は保険、損得ではないのですが……

- 何年で元が取れるか？ 計算してみましょう！

① 40年間の保険料

② 老齢基礎年金

① ÷ ②



ここまで学んだ大事な話／公的年金のこと

1

日本の公的年金制度は2階建て

2

厚生年金は会社が同じ額を負担

3

老齢年金は高齢者への仕送り

4

障害年金と遺族年金の役割もある

2. 老後のお金で、20代ができること

公的年金を増やすために、20代ができること

- 老齢年金をざっくりと把握するための簡易計算式

老齢厚生年金

2階

$$\text{年収}^{\ast 1} \times 0.5\% \times \text{勤続年数}$$

※1 年収1,000万円くらいが上限になります

老齢基礎年金

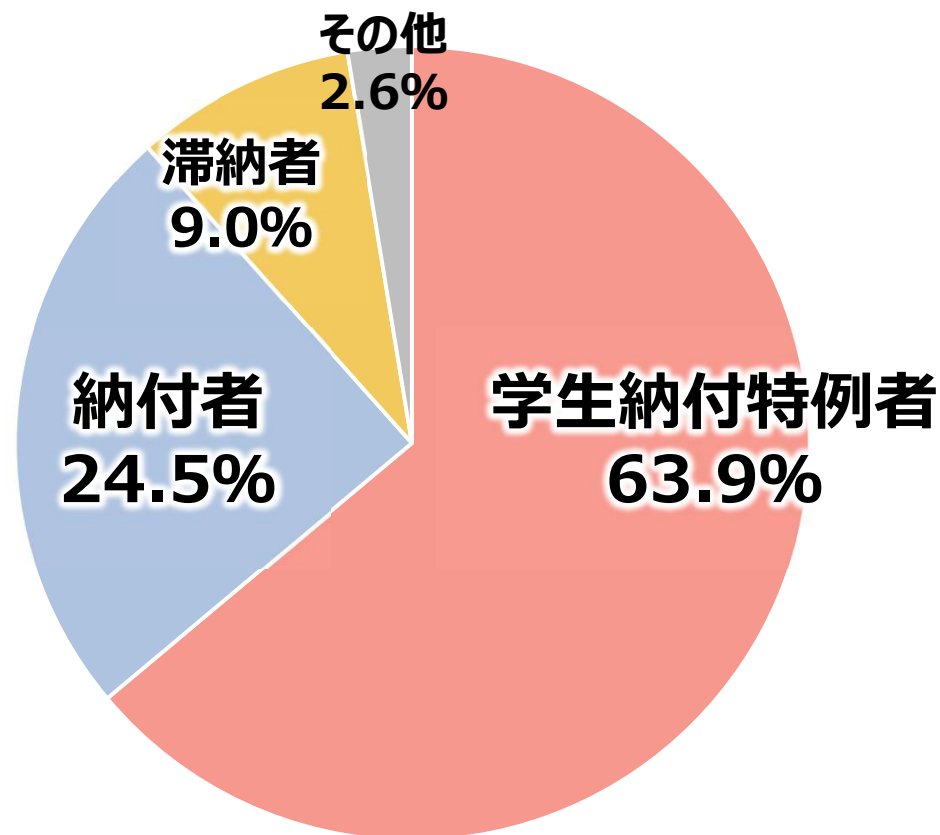
1階

$$80\text{万円} \times \frac{\text{保険料を納付した年数}^{\ast 2}}{40\text{年}}$$

※2 40年が上限

学生の頃、ガクトクを利用していましたか？

- 国民年金保険料の学生の納付状況



出所：厚生労働省「令和2年国民年金被保険者実態調査」

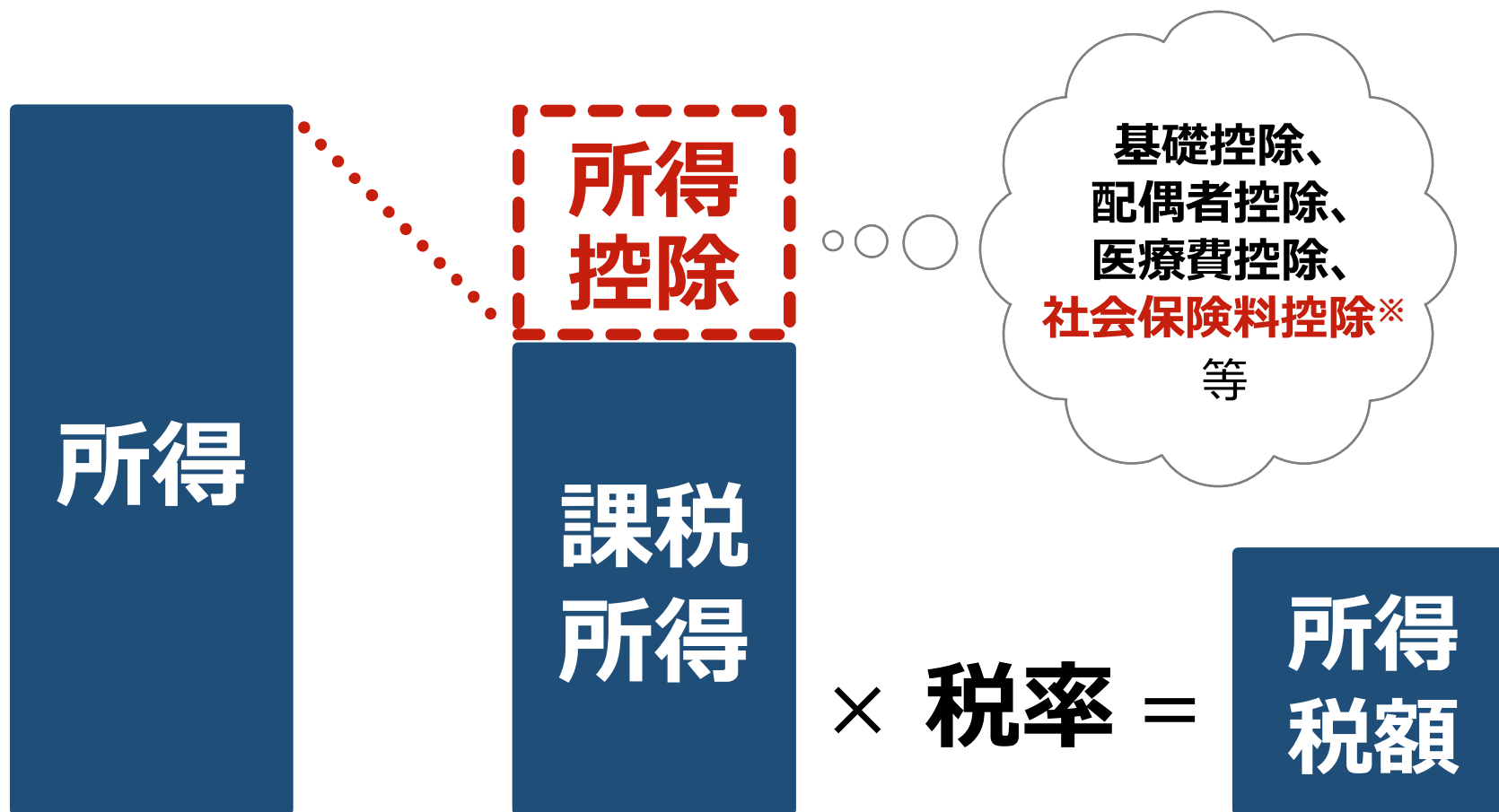
社会人になったら国民年金の追納を!

- 学生納付特例制度は「免除」ではなく、「猶予」です
- 老齢年金の受給資格期間に算入されますが、納付額がないので年金額には反映されません
- でも、10年以内に追納すると、将来の年金額に反映されます
- 国民年金保険料の追納は、20代の老後資金準備の第一歩!



追納したら、確定申告※を忘れずに!

- 所得税の計算をざっくりと理解するためのイメージ



※ 社会保険料控除は年末調整でも手続きできます

ご参考 / 追納の税制メリット (試算)

- 確定申告前の課税所得170万円 (年収400万円のイメージ)
- 国民年金の保険料を1年分、20万円追納した場合

	確定申告前		確定申告後
① 課税所得	170万円	▲20万円 追納すると 所得控除が増えて 課税所得が減る	150万円
② 所得税※ ①×5%	8.5万円		7.5万円
③ 住民税 ①×10%	17万円		15万円
税金計 ②+③	25.5万円	▲3万円 課税所得が減ると 税金も減る	22.5万円

※ 復興特別所得税は考慮していません

ここまでで学んだ大事な話／20代の老後準備

1

厚生年金は報酬比例

2

年収が増えたと、厚生年金も増える

3

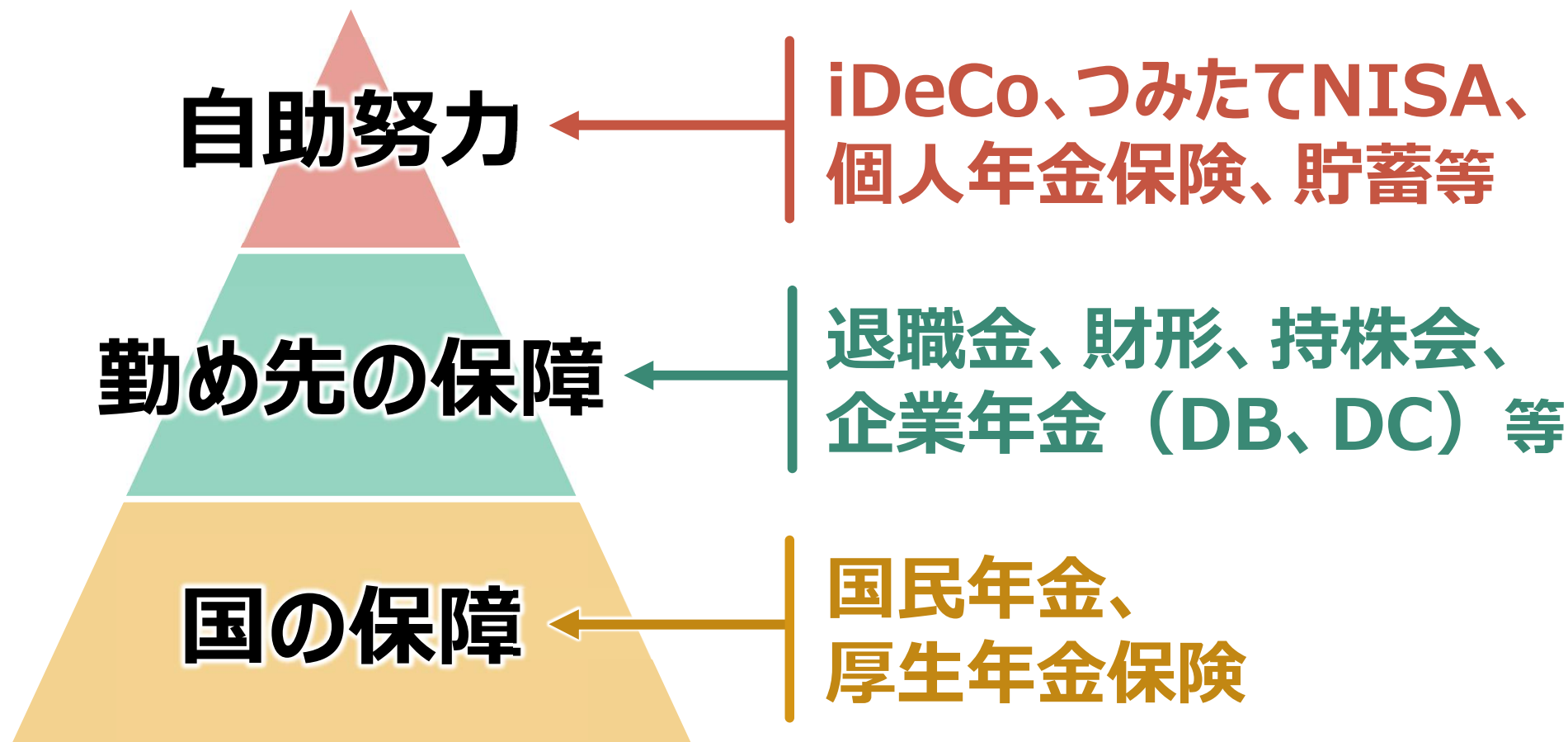
ガクトクは「免除」ではなく「猶予」

4

20代は追納と確定申告、忘れずに

さいごに／人生100年への備え方

- 国の保障 → 勤め先の保障 → 自助努力の順番で考える



ご参考／つみたてNISAとiDeCo

	つみたてNISA (つみたて型の少額投資非課税制度)	iDeCo (個人型確定拠出年金)			
対象者	1月1日時点の年齢が18歳以上の居住者	国民年金の被保険者			
		自営業者等	専業主婦	会社員※	公務員
拠出限度額 (年間)	40万円	81.6万円	27.6万円	14.4万円～ 27.6万円	14.4万円
非課税期間	20年間	制限なし			
投資可能商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託等	投資信託・保険商品・預貯金など			
払出し制限	なし	原則60歳まで引き出し不可			
税制上の メリット	運用益が非課税	積み立てるとき、掛金が全額所得控除 運用しているとき、運用益が非課税 受け取るとき、控除等の適用あり			

※ 企業年金制度の有無や内容に応じて、iDeCoの拠出限度額が異なります

出所：金融経済教育推進会議「金融リテラシーとライフデザイン～人生、お金、金融知識」をもとに、一部修正（2023年1月現在）

ご参考 / 新しいNISA

● 2024年以降のNISA制度の抜本的拡充・恒久化の方針

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠)	1,800万円 ※ 簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)		
			1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の投資信託		上場株式・投資信託等
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

出所：金融庁HPをもとに、大和証券作成

大和証券グループの金融経済教育

大和証券グループでは、証券ビジネスを通じて培ってきた金融経済分野の知識やノウハウを活かし、さまざまな世代に対して、金融経済教育を通じて将来を切り拓く力や資産管理スキルを身につけてもらうことを目的とした教育プログラムの提供および支援活動などを行なっています。

◆ 「5分で学べる！お金のクイズ」や各種教材、出張授業等の情報は、下記をご覧ください。

- 大和証券グループ本社ホームページ サステナビリティサイト内
「金融経済教育・研究活動」

>> <https://www.daiwa-grp.jp/sustainability/stakeholder/financial.html>

こちらのQRコードからでもご覧頂けます。⇒



留意事項

手数料等およびリスクについて

- 当社の取扱商品等へのご投資には、商品ごとに所定の手数料等をご負担いただく場合があります（「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由でお取引いただいた際の国内株式委託手数料は約定代金に対して最大1.26500%（税込）、ただし、最低2,750円（税込）、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された購入時手数料および運用管理費用（信託報酬）等の諸経費、等）。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。商品ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書またはお客さま向け資料等をお読みください。

商号等 : 大和証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人日本STO協会

留意事項

つみたてNISAに関する留意事項

- つみたてNISAは、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます）
- NISAとつみたてNISAは選択制であることから、同一年に両方の適用を受けることはできません。NISAとつみたてNISAの変更は、原則として暦年単位となります。
- その年の非課税投資枠の未使用分を、翌年以降に繰越すことはできません。
- つみたてNISAの損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する上場株式等の配当金、売買損益等と損益通算することができません。
- ETFの分配金は、証券会社で受取る場合（株式数比例配分方式を選択されている場合）のみ非課税となります。
- 投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はつみたてNISA以外の口座でも非課税であるため、つみたてNISAの非課税メリットを享受できません。
- つみたてNISA以外の口座で保有されている上場株式等をつみたてNISAに移管することはできません。
- つみたてNISAで保有されている上場株式等を、他の金融機関のつみたてNISAに移管することはできません。
- 国外への出国等で非居住者となる場合には、所定の手続きが必要です。
- つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までです。銘柄の入れ替えも、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。
- つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行なう積立契約をお申込みいただく必要があります。
- 20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管（ロールオーバー）することはできません。
- つみたてNISAにかかる積立契約により買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の内容については、原則として年1回、お客さまへ通知いたします。
- つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前・ご住所を確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAへの上場株式等の受入が出来なくなります。

※ 今後、法令・制度等が変更された場合、記載内容が変更となる可能性があります。（2023年1月現在）

PASSION
FOR THE
BEST